

## 令和8年度 都内産業の活性化に向けた 中堅企業の成長促進支援事業

### 補助金による支援について

本事業に採択された中堅企業が本事業を通じて策定した事業計画の実行のために必要な経費の一部(1社あたり上限1億円、補助率1/3)について、令和9年度・10年度に補助を予定しています。

### 補助対象経費の科目

補助対象経費は、事業計画の実行のために直接必要な経費で、用途、単価、規模等の確認ができる、次に掲げるものです。令和9年4月以降に別途補助金申請書を提出いただき、都が審査の上で承認します。都の承認後に契約し、令和11年3月までに実施及び支払が完了したものが対象です。

科目	内容
人材採用費	事業計画の実行のための人材採用に必要な次に掲げる経費 1. 求人情報掲載料 2. 仲介手数料
人材育成費	事業計画の実行のための人材育成に必要な次に掲げる経費 1. 外部講習会等参加費 2. 研修委託費 3. 外部講師等招聘研修費
直接人件費	事業計画の実行のために新たに採用された人材の人件費 ※ 補助限度額は、年度当たり全体の交付申請額の20%
機械設備費	事業計画の実行のために必要な機械装置、設備、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの購入、リース、レンタル、据付、クラウドサービス利用に要する経費
原材料・副資材費	事業計画の実行のために必要な開発・改良の実施や試作品の構成部分に、直接使用又は消費される原料・材料及び副資材の購入に要する経費
委託・外注費	事業計画の実行のために必要な開発、加工や設計、検査、許認可申請等を外注(請負・委託)する場合や、外部専門家指導の受入れに要する経費
産業財産権出願・導入費	事業計画の実行のために必要な次に掲げる経費 1. 開発した製品等の特許・実用新案・意匠・商標の出願に要する経費 2. 出願・登録・公告され存続している、特許・実用新案・意匠・商標を他事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料含む)を受けるために要する経費

## 補助対象経費の科目

補助対象経費は、事業計画の実行のために直接必要な経費で、用途、単価、規模等の確認ができる、次に掲げるものです。令和9年4月以降に別途補助金申請書を提出いただき、都が審査の上で承認します。都の承認後に契約し、令和11年3月までに実施及び支払が完了したものが対象です。

科目	内容
M&A費	事業計画の実行を目的とするM&Aの実施に伴い、外部支援機関等へ支払う次に掲げる委託料 1. ファイナンシャルアドバイザー・M&A仲介業者等との契約締結費用（委託先は中小企業庁のM&A支援機関登録制度の登録機関に限る） 2. 財務・税務・法務・労務等のデューデリジェンスなど、企業価値や事業価値の算定のための業務委託 3. 契約書の作成やレビューのための業務委託 4. 事業統合(PMI)計画の策定のための業務委託
マーケティング費	計画した事業の販路開拓及び売上拡大を目的として、想定顧客層に対する効果的な広告媒体・訴求方法・配信手法を選定するためのマーケティング調査を外部に依頼する場合に要する経費 ※ 製品の改良や需要調査を目的とするものではなく、具体的な広告施策の実行に直結する情報収集・分析を行うもの
広告費	計画した事業の販路開拓及び売上拡大を目的として、外部に委託する場合に要する次に掲げる経費 1. 製品等カタログ・パンフレット、PR映像、Webサイトの制作 2. 新聞・雑誌・Web等への広告掲載
展示会等参加費	計画した事業の販路開拓及び売上拡大を目的として、展示会に出展する際に要する次に掲げる経費 1. 出展小間料 2. 資材費 3. 輸送費 4. 保険料 5. 通訳・翻訳費
イベント開催費	計画した事業の販路開拓及び売上拡大を目的として、自社が開催するイベントに要する次に掲げる経費 1. 会場借上費用 2. 資材費 3. 輸送費 4. 保険料 5. 通訳・翻訳費

※ マーケティング費、広告費、展示会等参加費、イベント開催費の補助金交付申請額の合計額は、全体の補助金交付申請額の25%以下とします。

※ その他、諸条件があります。詳細は支援企業採択後にお知らせします。